

砥部町・広田村合併協議会

第3回協議会会議録

日時：平成15年8月7日（木）午後2時～

場所：広田村中央公民館2階ホール

第3回 砥部町・広田村合併協議会会議録

招集年月日	平成15年8月7日(木)					
招集の場所	砥部町文化会館3階会議室3					
開会日時及び宣告	平成15年8月7日(木)	午後2時00分	事務局長	佐川秀紀		
閉会日時及び宣告	平成15年8月7日(木)	午後2時30分	事務局長	佐川秀紀		
会議録署名委員	澤田守延		日野林一孝			
会長	中村剛志					
委員	委員氏名		出欠等	委員氏名		出欠等
	委員	和田一年		副会長	三好晃二	
	委員	平岡文男		委員	渡辺亨	
	委員	栗林政伸	x	委員	中島博志	
	委員	亀井克章		委員	橋本敏彦	
	委員	田室博志		委員	西窪数実	
	委員	新名静夫		委員	竹本和明	
	委員	原田修		委員	稲田静夫	
	委員	松崎昭夫		委員	堀川敏幸	
	委員	中村祥二		委員	中岡幹雄	x
	委員	西山一郎		委員	日野林一孝	
	委員	松谷英明		委員	松永弘幸	
	委員	澤田守延		委員	藤原正彦	
	委員	白形牧子		委員	藤山彰	
				委員	大森妙子	
合併協議会事務局	事務局長	佐川秀紀				
	総務班長	松下行吉				
	調整班	堀潤一郎		総務班	窪田芳浩	
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					
傍聴人の数	9人					

会議次第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 会議録署名人の指名について
4. 議 事
 - (1) 協 議
 - (継続協議)
 - 協議第 1 号 合併の方式について
 - 協議第 2 号 合併の時期について
 - 協議第 3 号 新町の名称について
 - 協議第 4 号 事務所の位置について
 - (2) その他
 - 法定合併協議会の設置について
 - 小委員会について
 - 第 4 回砥部町・広田村合併協議会の日程について
4. その他
5. 副会長あいさつ
6. 閉 会

佐川事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第3回砥部町・広田村合併協議会を開催いたします。みなさん御起立ください。
一同、礼。

〔「こんにちは」との声あり〕

佐川事務局長

御着席ください。

本日の会議は、規約第10条の規定により、出席者が過半数に達しておりますので、成立いたしました。

なお、砥部町議会の栗林委員さんは、議会等の研修会のためやむを得ず欠席したいとの報告でございます。また、広田村の中岡委員さんにつきましても、欠席したい旨届けがありましたので報告をいたします。

それでは、開会にあたりまして、中村会長が御挨拶を申し上げます。

中村会長

みなさん、こんにちは。第3回目の砥部町・広田村の合併協議会をここで開催させていただきまして、皆様方には大変お忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

町村民の皆様も、今合併についてどのような合併になるんだろう、ということで大変関心を示されております。その、両町村の合併が、スムーズに、そして、いい合併でありますように、これからいろいろな件について検討をしていかなければならないというふうに思っております。

前回の協議会につきましては、基本的な項目でございます、合併の方式について、そして、合併の時期について、新町の名称について、事務所の位置について、ということで御協議をいただきました。今日、再度皆様方にこの4点について、御協議をいただきたいと思っております。そして、出来るだけ早く法定の合併の協議会を作らなければなりません。そういうことで、この件につきましても、後で御協議をいただくことになっております。

今日は、県の方から、新たに総務調整課長さんにも御出席をいただいております。また、いろんな件につきましてアドバイスをいただきたいというふうに思っております。

そして、皆様一点御報告ですが、合併重点支援地域の申請をしておりましたが、昨日県の方から正式な許可をいただきました。そういうことで、これから合併のいろいろな問題、お願いすることも県に対して出てくると思っております。そういうことで、合併がうまくいくように努力していきたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

佐川事務局長

ありがとうございました。

それでは、ここで御紹介を申し上げます。本日は松山地方局総務調整課長の荒本司様に御出席をいただいております。御紹介をいたします。

荒本総務調整課長 よろしく願いいたします。

佐川事務局長 それでは、早速でございますけれども、本協議会の議長は、規約によりまして会長が務めることになっておりますので、これからの進行は、中村会長にお願い申し上げたいと存じます。
よろしく願いいたします。

中村会長 はい。それでは、協議会規約によりまして、議長を務めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

早速ではございますが、会議次第3会議録署名人の指名について、会議運営規程第7条により、議長が指名することになっておりますので、私の方が本日の会議録署名人2名を指名させていただきます。

砥部町の澤田委員さん、広田村の日野林委員さんの御両名にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

協議でございますが、前回よりの継続協議ということで、協議全般について事務局より追加説明をお願いします。

佐川事務局長 それでは、御説明をもうしあげます。失礼ではございますが、座ったままで説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。協議第1号から第4号までは、前回に引き続き継続協議ということで、協議第1号(継続協議)を括弧書きで記載しております。

提出日につきましても、前回の平成15年7月10日、今回の平成15年8月7日の二段書きでの提出となります。

今回も継続協議となりますと、次回は三段書きとなりますので、お含み置きを願います。また、確認いただいた場合には、最下段に平成15年8月7日確認と日付が入ります。

今後すべての協議項目について、同様の取扱いとなりますので御承知置きを願えたらと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

中村会長 事務局より、継続協議の取扱いにつきまして、説明がありました。今後は、ただいまの説明どおりの取扱いといたします。御不明な点等がございませんでしょうか。

ないようでしたら、続きまして、協議第1号合併の方式についてを議題といたします。

資料1ページを御覧ください。

合併の方式につきましては、伊予郡砥部町及び同郡広田村を廃止し、その区域をもって新しい町を配置する新設(対等)合併とすると、提案申し上げます。

前回の協議では委員の皆様方より御賛同の御意見を多数いただいたところではありますが、合併の方式について他に御意見があれば、御発言をいただきたいと思っております。

御意見はございませんでしょうか。

それでは、御意見がないようでございますので、協議第1号、合併の方式につきまして、伊予郡砥部町・伊予郡広田村を廃止し、その区域をもって新しい町を配置する新設合併とすると確認いただいたものとして、よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村会長

はい、ありがとうございました。
全員異議なしということで、協議第1号、合併の方式については、提案のとおり確認済みとさせていただきます。
先ほど、事務局が申し上げましたように、資料1ページの一番下の欄に平成15年8月7日確認と入れていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。
続きまして、協議第2号、合併の時期についてを議題といたします。
資料は2ページを御覧ください。
合併の時期につきましては、合併目標時期を平成17年1月1日とする。なお、合併期日については、改めて協議をする。と提案しております。
前回の協議会では特に反対意見はございませんでしたが、合併の時期についての御意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

御意見はございませんでしょうか。
御意見がございませんようでしたら、協議第2号、合併の時期につきましては、合併目標時期を平成17年1月1日とすると御確認いただいたということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村会長

はい、ありがとうございました。
全員異議なしということで、協議第2号、合併の時期については、提案のとおり確認済みとさせていただきます。
協議第1号と同様に一番下の欄に、確認の日付を御記入ください。
それでは引き続きまして、協議第3号、新町の名称についてを議題といたします。
資料は3ページを御覧ください。
新町の名称につきましては、砥部町とする。協議会で意見が分かれた場合は、小委員会で検討する。と提案申し上げ、また、現在の広田村の字名の取扱いにつきましては、協議項目に「町・字の区域、名称の取扱いに関する事」を設けまして、十分協議調整する。としているもので、ございます。
前回の協議におきまして、御賛同の御意見が多数で、小委員会の設置は必要がないと思っておりますが、新町の名称について御意見ございましたらお願いをいたします。

御意見はございませんでしょうか。はい。

堀川委員

座ったままで失礼いたします。新町の名称についてであります、第2回の委員協議もそこそこ御意見が出されました。広田村の稲田さ

んからの御発言があって、砥部町ということですからっきりとせないかと、いう御発言がございました。私は、たちどころに同意をさせていただいたものでございます。

そもそも、県下の合併模様を見ます時に、上浮穴郡等でも、なかなか名前のつけ方について、慎重な取り計らいがされておるようでございますけれども、こだわったり、あるいは、深く深く考えて押し付けた変なことになったりしないように、すっきりはっきり砥部町。県下に誇れる砥部町という名称を持って、すっぱり前進して行きたいものだし、行かしていただきたいものであると、思っておる次第でございます。

意見を述べさせていただきます。以上です。

中村会長

はい、どうもありがとうございました。
他に御意見はございませんでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようでございますので、協議第3号、新町の名称につきましては、砥部町とすると確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村会長

ありがとうございました。

全員異議なしということでございます。よって協議第3号、新町の名称につきましては、砥部町とすると確認されました。

従いまして、資料3ページにございます、協議会で意見が分かれた場合は、小委員会で検討する。の部分を消していただきたいと思えます。

また、協議第1号・2号同様に空欄になっている日付を8月7日と入れていただきたいと思えます。

それでは、続きまして協議第4号、事務所の位置についてを議題といたします。

資料は4ページを御覧になってください。

新町の事務所の位置は、現在の砥部町役場に置く。広田村役場は、広田支所とし、機能については、協議会で協議する。と提案しているものでございます。

前回の協議では、御賛同の御意見が多数でございましたが、他に御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

御意見はございませんでしょうか。

御意見がないようでございますので、協議第4号事務所の位置については、新町の事務所の位置は、現在の砥部町役場に置く。広田村役場は、広田支所とし、機能については、協議会で協議する。と確認いただいたものとして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村会長

はい、ありがとうございました。

全員異議なしということでございます。よって協議第4号、新町の

事務所の位置については、提案のとおり確認済みとさせていただきます。

資料4ページの一番下の確認日付を、8月7日と御記入ください。

以上で前回よりの継続協議になっておりました、協議事項4件のすべてが確認されました。

引き続きまして、その他に移らせていただきます。

法定合併協議会の設置についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

松下事務局次長

失礼します。申し訳ありませんが座ったまま説明させていただきます。

5月の30日に任意の協議会を立ち上げまして、今回第3回を迎えました。今後、さらに細かな合併協議項目について、御審議をいただくわけですが、この任意の協議会から法的に根拠のある法定協議会へ移るべきと考えています。

当初は、10月に法定協議会に移る予定にしておりましたが、そのように御説明もしておりましたが、順調に協議が進み、この「合併の方式」、「新町の名称」、「事務所の位置」、「合併の期日」の合意を得られましたならば、その段階で、法定協議会に移る考えでもございまして、本日スケジュールを説明して、御提案いたしたいと存じます。

6ページを御覧になってください。法定合併協議会の根拠を示しました。

まず、合併特例法では「市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画、市町村建設計画といいますが、の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会、合併協議会を置くものとする。」と規定されています。合併特例法のいろいろな特例を受けるためには、自治法に定める協議会を設けて、合併に関するすべてのことを協議しておかなければなりません。そういう意味でも、環境を整えれば、できるだけ早い段階で、法定協議会に移るべきと考えています。

次に、地方自治法第252条の2第1項の規定です。

「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体は事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届けなければならない。3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の協議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りではない。」と規定されてまして、法定協議会の設置には、議会の議決が必要となっております。また、協議会設置の経緯及びその概要と規約等を告示するとともに、今回の場合は、県に届けなければなりません。

8ページをお開きください。

スケジュールには、2つの案を用意しておきましたが、ただ今の協

議で、4項目の御確認をいただきましたので、8ページのスケジュール(案1)の順序で、法定協議会に移らせていただきたいと思いますとお諮りするものです。合意がいただけましたら、両町村議会にお願いして、臨時議会を開催していただき、法定合併協議会設置について議題としていただきます。議決をいただきましたら、直ちに法定協議会設置の告示をし、9月4日の第4回の任意協議会で解散について、議案とさせていただきます。その後、同会場で第1回の法定協議会を開催することとさせていただきますと考えております。

続いて、規約ですが、10ページを御覧になってください。

法定協議会ですので、改めまして、両首長により規約に関する協議所の書面を交わしていただき、新たな規約を施行することになります。下線の部分が、変更したところです。第1条協議会の設置は、「砥部町及び広田村は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。」と定め、第3条担当事務は、合併の是非を含めた2町村の合併に関する協議、合併特例法第5条に基づく新町建設計画の作成、2町村の合併に必要な調査研究と変更しております。そのほか、第10条会議の運営、第12条小委員会については、協議会に諮り定めることにしております。第15条事務局、第17条財務に関することは、2町村の長が協議して定めることにしております。

13ページから協議書(案)です。事務局と財務に関することが加わっております。事務所の位置、会長、副会長などに変更はございませんが、ここで、御確認しておきたいことは、委員の皆さん方は引き続き法定合併協議会の委員になっていただくということです。よろしくお願いいたします。

法定協議会の設立、規約の施行は、9月4日ということになります。以上です。よろしくお願いいたします。

中村会長

はい、ただ今事務局より、説明がございました。任意協議会でのやることといたしますが、協議が終わりました。基本の4項目につきまして、先ほど皆様方に御審議をいただきました。これが終わりましたので法定の協議会への移行ということでございます。これから、両町村のまちづくり等について、くまなく打合せをしていくということになります。この件について御質問等ございましたら、お願いいたします。

なんでも結構でございますので、御質問・御意見等ございましたらお願いをいたします。

御意見がございませんようですので、お諮りをしたいと思います。法定合併協議会への移行について、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村会長

はい。ありがとうございました。
法定合併協議会への移行につきましては、事務局案どおり、御承認をいただきました。今後設置の準備を進めていきたいと思っております。
なお、砥部町・広田村の議長さん、副議長さん議員さんがおいでで

ございますが、法定合併協議会の設置に当たりましては、先ほど事務局が申しあげましたように、議会の議決が必要となっておりますので、何卒、御配慮をいただきますように、お願いを申し上げます。

また、委員の皆様方にも引き続きお世話になるわけですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、小委員会についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

松下事務局次長

それでは、御説明申し上げます。資料16ページを御覧ください。

小委員会は、協議会から付託された事項を調査、審議し、結果を協議会に報告します。委員は、協議会委員の中から選任されます。少人数になることで、会議を頻繁に持てること。2町村の職員などを招いて、より具体的な内容や提言を聞くことができやすくなります。そうすることで、協議の方向が決めやすくなります。

次のページに県下の協議会が、どのような小委員会を設置したか、その状況を調べておりますので御覧になってください。それぞれの協議会の事情によると思われるが、協議の難しい項目について小委員会を持っていております。また、新町の将来構想や建設計画、これらについてはほとんどの協議会が小委員会を設置しております。また、特殊な例としましては、「住民小委員会」「行政小委員会」「総務小委員会」「企画小委員会」のような名称で、小委員会を設置して、柔軟な運用をしているような例もあります。

当砥部町・広田村協議会には、基本4項目について御確認をいただきましたので、任意協議会では、小委員会を持つ必要はなくなったと考えております。

ただ、法定協議会に移りました際には協議項目も多くなりますので、小委員会で協議する項目が出てこようかと思ひます。その際に、改めて小委員会の設置についてはお諮りいたしますが、いずれにしても広範な小委員会があるということで、御参考にさせていただきたいと思ひます。

以上です。

中村会長

はい。ただ今、事務局より小委員会の位置づけ、県内の合併協議会における小委員会の設置状況等説明がありました。

法定協議会に移行した後に設置する運びとなりますが、小委員会について、御質問や御意見ございましたらお願ひしたいと思ひます。

御意見がございませんようでしたら、小委員会につきましては事務局より説明があったとおり、法定協議会に移行後設置することを、御承知いただけますでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村会長

はい。ありがとうございました。小委員会につきましては事務局案どおり、法定協議会への移行後に設置をさせていただきます。なお、小委員会の設置につきましては、この協議会にお諮りをいたしますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして第4回砥部町・広田村合併協議会日程についてを議題と

た。昨日、地方局長より直接電話がございました。喜んでおるところでございます。

本当に今日は短時間でございましたが、慎重な御審議、ご協議をいただきまして、ありがとうございました。2町村の合併につきましては、いろいろな問題がございまして、経過的には合併がちょっと遅れておりますけれど、だいたい他の市町村に追いついたのではないかなと、こう思っております。

目標は再来年の1月1日となり、法定協議会においても運営が順調に進まれるようお願いをいたしまして、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

佐川事務局長

ありがとうございました。以上をもちまして、第3回砥部町・広田村合併協議会を終わらせていただきます。皆さん御起立ください。礼、ありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

砥部町・広田村合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員